

CLUB CCI 会員規約

第1章 総則

(名称)
第1条 本会員はCLUB CCI (以下「当クラブ」という。) 会員と称し、本規約を承認の上、当クラブ所定の方法にて申し込みを行い、当クラブが承認した企業、団体およびその事業所 (以下「企業等」という。) をメンバー法人、その構成員をメンバーという。

(運営)
第2条 当クラブが提供する福利厚生プランの運営は、商工会議所CLUB CCI事務局 (以下「事務局」という。) が行う。事務局は東京商工会議所内に置く。

(目的)
第3条 当クラブは、メンバー法人の福利厚生施策の充実を図り、メンバーの生活総合支援を行うことを目的とする。

第2章 入会・退会

(入会条件)
第4条 1 メンバー法人となる企業等は、商工会議所会員もしくは当クラブが特別に認める組織・団体等であることを条件とする。
2 メンバー法人となる企業等の構成員全員が当クラブに加入するものとし、構成員の一部のみが希望により加入することはできない。

(退会)
第5条 1 メンバー法人が当クラブを退会する場合、毎月15日までに当クラブ所定の方法にて届け出れば、届け出した日の属する月の翌々月の1日から法人退会できるものとする。

(会員資格の喪失及び契約の解除)
第6条 1 メンバー法人又はメンバーが各号のいずれかに該当した場合は、直ちに会員資格を喪失するとともに当クラブが契約を解除できる。

- 1 メンバー法人が当クラブを退会し、又は商工会議所を退会した場合
- 2 監督官庁から営業の取消又は停止の処分を受けた場合
- 3 当クラブが指定する期日までに会費を支払わなかった場合
- 4 破産、民事再生開始、会社更正手続開始若しくは特別清算の申立をした時、又は申立を受けた場合
- 5 事業所単独の入会においてはその事業所が廃止された場合
- 6 メンバーが退職した場合
- 7 メンバー法人またはメンバーが公序良俗に反する場合、または不適切なサービス利用により当クラブの正常な運営を妨げ、信用を傷つけていると当クラブが判断した場合
- 8 自社、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社が、総会屋、暴力団およびそれらの構成員またはこれらに準ずる者 (以下、「暴力団等反社会的勢力」とする) である、もしくは暴力団等反社会的勢力に協力・関与している事が判明した場合
- 9 その他本規約に定める条項の一つでも違反した場合

(会員資格の譲渡)
第7条 1 メンバー法人は会員資格を他に譲渡し、又は継承させることはできない。

(休会)
第8条 1 メンバー法人が当クラブを休会する場合、毎月15日までに当クラブ所定の方法にて届け出れば、届け出した日の属する月の翌々月の1日から休会できるものとする。休会の期間は6ヶ月以内とする。
2 休会期間中は、当クラブのサービスは利用できないものとし、第11条に定める会費は発生しないものとする。

第3章 会員の権利義務

(利用資格)
第9条 1 当クラブは、会員の構成員および配偶者とそれぞれの3親等内の親族に対して当クラブが定めるリゾートメニューの提携サービスを提供し、同じく2親等内の親族に対してその他の各種提携サービスを提供する。ただし、「えらべる倶楽部 (ライトプランも含む)」加入のメンバー法人は、全提携サービスについて、会員の構成員および配偶者とそれぞれの2親等内の親族に対してサービスを提供する。

(メンバーズカード)
第10条 1 当クラブはメンバーに対し、メンバーズカード (メンバーの氏名及び会員IDを表示する) を発行する。
2 メンバーがメンバーズカードを紛失した場合は、当クラブに所定の方法にて届け出を行うものとし、再発行のための費用はメンバーの負担とする。
3 メンバーズカードのうち、クレジット機能を有するものについては、別に定めるクレジット利用規定に従わなければならない。
4 メンバー法人が第6条に基づき各号のいずれかに該当し、会員資格を喪失した場合、メンバー法人はメンバーズカードを回収し、原則、当クラブに返還するものとする。
5 メンバーが退職した場合、メンバー法人はメンバーズカードを回収し、原則、当クラブに返還するものとする。

(会費)
第11条 1 メンバー法人は原則として毎月、会費 (全加入者分) を支払うものとする。ただし、当クラブが必要と認めたメンバー法人は、1年分の会費を一括して前払いするものとする。
2 1年分の会費を一括して前払いする場合には、毎年4月時点のメンバー数をもとに会費を算出し、当クラブの指定月に支払うものとする。
3 メンバー法人が納めた会費は返還されないものとする。ただし、会費を一括して前払いしたメンバー法人についてはこの限りではない。

(構成員の人数変更に伴う会費の調整)
第12条 1 メンバー法人は、メンバーの人数変更に関し、当クラブが期日を指定する場合を除き、変更該当月の前月15日までに当クラブ所定の方法にて届け出を行う。
2 1年分の会費を一括して前払いしているメンバー法人については、支払時のメンバーの登録人数が変動した時には、変動分に対する会費を調整するものとする。

(遵守事項)
第13条 1 メンバー法人は、次の事項を遵守すると共にそのメンバーにも遵守させなければならない。
(1) メンバーの登録事項に変更が生じた場合、速やかに所定の様式にて届け出を行うものとする。
(2) メンバーズカードは、第9条に定める利用資格に該当しない者に譲渡又は貸与をしてはならない。
(3) 当クラブが取り扱うクーポン券類を譲渡又は転売の対象にしてはならない。
(4) 施設・サービスの利用にあたっては、利用規定等の諸規定に従わなければならない。
(5) 当クラブの施設・サービスを営業行為等の目的に利用してはならない。
(6) メンバーは当クラブの施設・サービスを利用する場合、所定の料金を支払わなければならない。
(7) 施設・サービスの利用にあたって、事故、損害賠償等が生じた場合は、メンバー法人及びメンバーは、誠意をもって対処することとし当クラブはその責を一切負わない。
(8) メンバー法人が退会またはメンバーが退職した時は、当クラブの各種提携サービスの利用資格を失うものとする。

第4章 その他

(サービスの廃止、利用制限)
第14条 1 天災、法令の制限・改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合、当クラブは施設・サービスを利用制限することができる。

(規約の改定等)
第15条 1 当クラブの健全な運営を図るため、必要に応じ本規約を変更することができる。変更にあたってあらかじめメンバー法人に対し、改定後の内容並びに効力発生時期について、ホームページ等で告知又は周知するものとする。

(個人情報の取扱)
第16条 1 当クラブは、各種福利厚生サービスの提供等や付随するメンバー管理を目的にメンバーの個人情報を収集・利用するものとする。メンバーの個人情報の提供は任意となるが、必要な個人情報が提供されない場合、各種福利厚生サービスが利用できないことがある。加入にあたって企業等より提出される個人情報については、従業員本人が、各種福利厚生サービスの提供等や付随するメンバー管理を目的に当クラブに提供されることに同意のうえ、当クラブに提出されたものとみなす。収集した個人情報は、使用目的の範囲内で、メンバー法人の所属する商工会議所と事務局とで共同利用することがある。また、メンバーの各種福利厚生サービスの利用状況、補助金申請状況等についての情報は、メンバー法人と共有する。なお、各種福利厚生サービスの提供に際し、業務上適切に個人情報を保護できる委託先 (秘密保持契約を締結) に個人情報を預託する必要がある。預託とは、委託業務を遂行目的として、個人情報を記録・加工処理・利用させるために、別会社に渡すことをさす。メンバーより、個人情報の開示・訂正・削除・停止等、また個人情報の預託・提供による各種福利厚生サービス等を受けたくない旨の申出があった場合には、メンバー本人の確認をしたうえで、速やかに対応することとする。

(サービスの追加・変更)
第17条 1 当クラブのサービスの内容、利用料金等の追加、変更などについてはガイドブック、会報誌又は速報情報 (Eメール等) に掲載し、メンバー法人及びそのメンバーへ通知を行う。

(サービスの第三者委託)
第18条 1 当クラブのサービス運営、管理は当クラブが適当と判断した事業者へ委託する。

(管轄裁判所)
第19条 1 メンバー法人と当クラブとの間で訴訟の必要性が発生した場合、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

(総則)
第20条 1 本規約に定めない事項及び業務遂行上必要な事項は、細則によるほか、必要に応じ当クラブが定める。

- 附則 この規約は2008年4月1日から実施する。
- 附則 この規約は2011年4月1日から実施する。
- 附則 この規約は2012年7月1日から実施する。
- 附則 この規約は2013年9月20日から実施する。
- 附則 この規約は2014年4月1日から実施する。
- 附則 この規約は2019年10月1日から実施する。
- 附則 この規約は2021年2月1日から実施する。
- 附則 この規約は2021年7月1日から実施する。

細則

(会費)
第1条 1 会費は、当クラブが別途定めた額とする。

(会費の支払い)
第2条 1 会費の支払いについては、預金口座振替又は当クラブ指定の銀行口座への振り込みにて支払うものとする。

(メンバーズカードの提示)
第3条 1 メンバーは施設・サービスの利用に際し、メンバーズカードを携帯し、提示の要請があった場合、速やかに提示するものとする。